

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿【内山処分場】(令和 7年 1月度)

対象期間：令和 7年 1月 1日 ～ 令和 7年1月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量【規12条の7のニ 8イ、規12条の7の5 7イ】

種類	数量(単位)
燃え殻	(/月)
汚泥	(/月)
廃油(タールピッチ類に限る)	(/月)
廃プラスチック類	(/月)
紙くず	(/月)
木くず	(/月)
繊維くず	(/月)
動植物性残さ	(/月)
動物系固形不要物	(/月)
ゴムくず	(/月)
金属くず	(/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	(/月)
鉱さい	(/月)
がれき類	(/月)
動物のふん尿	(/月)
動物の死体	(/月)
ばいじん	(/月)
廃石綿	(/月)
処分するために処理したもの(13号廃棄物)	(/月)
その他()	(/月)

残余容量(年度末時点)【規12条の7の2、8リ、規12条の7の5 7リ】

測定年月日 平成 年 月 日

測定結果 0m3

水質検査の実施状況と措置(年1回)【規12条の7の2、8ニ及びホ、、規12条の7の5 7ニ及び

	地下水		放流水
採取日	令和6年4月23日	令和6年4月23日	令和6年4月23日
採取場所			
検査結果が得られた日	令和6年5月15日	令和6年5月15日	令和6年5月15日
検査項目			
検査結果が得られた日			
異常の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

水質検査の実施状況と措置(月1回)【規12条の7の2、8ニ及びホ、規12条の7の5 7ニ及びホ】

	地下水		放流水
採取日	令和7年1月22日	令和7年1月22日	令和7年1月22日
採取場所	観測井戸 上流	観測井戸 下流	
検査結果が得られた日	令和7年2月3日	令和7年2月3日	令和7年2月3日
電気伝導率※2	17	22	
塩化物イオン※2	—	—	
水素イオン濃度			7.6 (5.8～8.6)
生物化学的酸素要求量			0.5未満 (60)
化学的酸素要求量			3.4 (90)
浮遊物質			2.3 (60)
窒素含有量			6.4 (120)
異常の有無	有 ・ (無)	有 ・ (無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

施設の点検【規12条の7の2、8ロ、ハ、ヘ、ト、及びチ、規12条の7の5 7ロ、ハ、ヘ、ト、及びチ】

	地滑り防止 沈下防止	立て札	囲い	地下水集排設備
点検日	令和7年1月22日	令和7年1月22日	令和7年1月22日	令和7年1月22日
異常の有無	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	保有水等排水設備	浸出水処理設備	調整池	
点検日	令和7年1月22日	令和7年1月22日	令和7年1月22日	
異常の有無	有 ・ (無)	有 ・ (無)	有 ・ (無)	
必要な措置を講じた年月日とその内容※1	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	

※1 異常が認められた場合のみ記入する事。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。

水質検査結果[管理型]

採取日； 令和6年4月23日
報告日 令和6年5月15日

地下水					
		単位	基準値	地下水（上流）	地下水（下流）
1	アルキル水銀	mg/L	不検出	検出せず	検出せず
2	総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
3	カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
4	鉛	mg/L	0.01 以下	0.005 未満	0.005 未満
5	六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.01 未満	0.01 未満
6	砒素	mg/L	0.01 以下	0.005 未満	0.005 未満
7	全シアン	mg/L	不検出	検出せず	検出せず
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	mg/L	不検出	検出せず	検出せず
9	トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
10	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
11	ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
12	四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
13	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	0.0004 未満	0.0004 未満
14	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.002 未満	0.002 未満
15	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満	0.004 未満
16	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	0.0005 未満	0.0005 未満
17	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
18	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
19	チウラム	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満	0.0006 未満
20	シマジン	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満	0.0003 未満
21	チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.002 未満	0.002 未満
22	ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満	0.001 未満
23	セレン	mg/L	0.01 以下	0.002 未満	0.002 未満
24	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.005 未満	0.005 未満
25	クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満	0.0002 未満
26	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L 以下	0.058 pg-TEQ/L	0.058 pg-TEQ/L
			ダイオキシン類の測定	採取日； 令和6年4月23日 報告日 令和6年5月15日	

採取日； 令和6年4月23日
報告日 令和6年5月15日

放流水				
		単位	基準値	処理水（放流水）
1	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	検出せず
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下	0.0005 未満
3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03 以下	0.003 未満
4	鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
5	有機燐化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満
6	六価クロム化合物	mg/L	0.5 以下	0.05 未満
7	砒素及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
8	シアン化合物	mg/L	1 以下	0.1 未満
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003 以下	0.0005 未満
10	トリクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
11	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
12	ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下	0.02 未満
13	四塩化炭素	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
14	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満
15	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1 以下	0.02 未満
16	シス1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下	0.04 未満
17	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下	0.3 未満
18	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下	0.006 未満
19	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
20	チウラム	mg/L	0.06 以下	0.006 未満
21	シマジン	mg/L	0.03 以下	0.003 未満
22	チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下	0.02 未満
23	ベンゼン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
23	セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
25	1,4-ジオキサン	mg/L	0.5 以下	0.05 未満
26	ホウ素及びその化合物	mg/L	50 以下	0.2
27	フッ素及びその化合物	mg/L	15 以下	0.5 未満
28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	200 以下	2.6
29	n-ヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5 以下	0.5 未満
30	n-ヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30 以下	0.5 未満
31	フェノール類含有量	mg/L	5 以下	0.1 未満
32	銅含有量	mg/L	3 以下	0.1 未満
33	亜鉛含有量	mg/L	2 以下	0.1 未満
34	溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下	0.5 未満
35	溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下	0.5 未満
36	クロム含有量	mg/L	2 以下	0.05 未満
37	大腸菌群数(1cm ³)	個/cm ³	3000 以下	0
38	燐含有量	mg/L	16 以下	0.06
39	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L 以下	0.000 pg-TEQ/L
			ダイオキシン類の測定	採取日； 令和6年4月23日 報告日 令和6年5月15日